

# 公益社団法人熊本県林業公社社有林産物調査処分規程

## 第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この規定は、公益社団法人熊本県林業公社（以下「公社」という。）社有林産物の調査及び処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規定において「産物」とは、公社が地上権を有する森林から生産される林木等をいう。

## 第2章 収穫調査

(調査計画)

第3条 次年度処分に係る収穫調査計画は、森林経営計画に基づき、現地の事情を考慮して、次年度処分に係る収穫調査計画を年度当初に決定するものとする。

(収穫調査の時期)

第4条 収穫調査は、原則として処分予定年度の前年度末までに行うものとする。ただし、風雪、病虫害等による被害木又は搬出支障木その他の事由により、前条の計画外の箇所について調査する必要がある場合は、その都度調査するものとする。

(収穫調査の有効期間)

第5条 収穫調査の有効期間は2年間とする。

(収穫調査事項)

第6条 収穫調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 収穫区域の面積
- (2) 産物の種類及び品質
- (3) 産物の数量
- (4) 産物の評価因子に関する事項
- (5) その他必要な事項

(収穫調査報告)

第7条 収穫調査の報告にあたっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 収穫調査総括表    | (別記第1号様式の1) |
| (2) 収穫調査集計表    | ( 〃 2)      |
| (3) 樹高算定表      | ( 〃 3)      |
| (4) 樹高曲線図      | ( 〃 4)      |
| (5) 径級別調査表     | ( 〃 5)      |
| (6) 標準地調査材積計算表 | ( 〃 6)      |

- (7) 標準地調査材積集計表 ( // 7)
- (8) 野帳
  - (ア) 毎木調査野帳 ( // 8)
  - (イ) 測量野帳 ( // 9)
- (9) 図面
  - (ア) 区域実測図
  - (イ) 位置図 (施業図に区域を明示したもの)
- (10) 概況写真
- (11) 参考資料
  - (ア) 林況及び選木方針
  - (イ) 評価因子 (利用率、品等、材質、生産費等)
  - (ウ) 素材生産又は処分に関する意見 (事業形態、処分区分等)
  - (エ) 搬出経路
  - (オ) 調査に要した人員、経費 (賃金)
  - (カ) その他

## 第2節 区域の調査

### (区域調査)

第8条 調査区域は、施業図等に基づき、現地踏査の上確定し、周囲測量を行い、その面積を算出するとともに位置図及び区域図を作成するものとする。

2 毎木調査で次の各号に該当するときは、その部分の区域周囲測量を省略し、既往の測量結果をこれに代えることができる。

(1) 調査区域の境界が既往の測量結果と一致するとき。

(2) 間伐木調査区域の境界が、林小班又は林分の全部又は一部と一致するとき

(3) 点在木を調査するとき

3 調査区域の境界判定に疑問が生じたときは、関係者の立ち会いを求め、境界を確定しなければならない。

4 一つの調査区域について、林相、搬出条件、処分条件等の諸条件により、処分や評価を分ける必要があると認める場合は、それぞれに区分して調査する。

### (区域図)

第9条 区域図の縮尺は、5,000分の1とする。

2 周囲測量における閉そく公差は、測定の総和の50分の1以内とする。

3 面積の単位はヘクタールとし、小数点以下3位を四捨五入する。

4 周囲測量の測点は、2点以上において境界標に計測し、その実測位置を明らかにしなければならない。ただし、境界標に計測することが困難な場合は、施業図上確認できる明確な地点に計測するものとする。

### (区域の表示)

第10条 調査区域の境界は伐開して、区域線を明瞭にし、「熊本県林業公社極印使用規程」によってその規定する箇所に押印するとともに、区域内の外周立木にテー

ブ・白ペンキをもって表示するものとする。ただし、間伐木調査の場合や調査区域外と明瞭に識別でき誤伐盗伐の恐れがない場合は、白ペンキ等を省略することができる。

(測点の表示)

第11条 調査区域の各測点には、測杭を埋設し、測点の位置を明らかにするものとする。

### 第3節 立木の調査

(立木の分類)

第12条 用材用の立木は、次の基準により分類するものとする。

- (1) 正常木：以下のいずれにも該当しないもの
- (2) 曲り木：全幹部にわたって4メートル直材の採材ができないもの
- (3) 二股木：分岐が樹高の3分の2以下であって、かつ胸高部位以上であるもの
- (4) 損傷木：欠損木、折損木、空洞木等全幹部にわたって4メートル直材の採材ができないもの

(胸高直径の測定)

第13条 胸高直径は、傾斜の上方地際から1.2メートルの位置を輪尺で山側から測定するものとする。

- 2 測定値は、2センチメートル括約とする。
- 3 樹幹断面が扁平・だ円形等の立木であって、胸高直径の最小最大の差が4センチメートル以上の場合は、その測定値の平均とする。
- 4 胸高位置に枝・節等による著しい不整形を有する立木は、その上下の正常な部分で等間隔にある直径を測定し平均する。

(樹高の測定)

第14条 樹高は、傾斜の上方地際から梢頭までの全長を測高器又は測竿等で測定するものとする。

- 2 樹高の測定は、1メートルを単位とし、端数は四捨五入する。

(立木材積の算定)

第15条 立木材積は、熊本県県有林適用の立木材積表により求めるものとする。

- 2 単位は、立方メートルとし、小数点3位以下を四捨五入する。

(伐倒木等の材積算定)

第16条 伐倒木及び転倒木の材積は、立木に準じ胸高部の直径及び全長を測定して算出するものとする。

(不整形木の材積算定)

第17条 欠頂木等の不整木の材積は、次の基準によって算出するものとする。

- (1) 欠頂木の材積は、欠頂部の長さを推定し、樹高を算出して算定する。
- (2) 胸高部以下において分岐するものは、おのおの独立とみなし、それぞれ測定して算定する。
- (3) 折損木及び外部から認めることのできる空洞木等の材積は、その欠除部分の材積を控除する。

(盗木、誤伐木等の材積算定)

第18条 盗木、誤伐木等で立木の状態で測定できない場合は、出材材積から逆算するか、近くの根元直径がほぼ等しい根株を有する立木の材積から推定して算定するものとする。

(素材材積)

第19条 素材材積の測定は、日本農林規格の規定によるものとする。

(根株等の算定)

第20条 枝条及び根株等の算定は、立木の標準値に準じて行うものとする。

#### 第4節 林分の調査

(主伐木の調査)

第21条 主伐木の調査は、次により実施するものとする。

- (1) 針葉樹林：毎木調査法によるものとし、胸高直径6センチメートル以上の立木について調査する。
- (2) 広葉樹林：天然生広葉樹林にあつては、標準地調査法によるものとし、胸高直径8センチメートル以上の立木について調査する。ただし、胸高直径30センチメートル以上の立木については、標準地調査法から除外して別途毎木調査法により調査するものとする。

広葉樹人工林にあつては、毎木調査法によるものとし、胸高直径4センチメートル以上の立木について調査する。

(3) 混生樹

ア 主林木の調査を目的とする林分に混生する広葉樹の調査は、毎木調査法によるものとし、胸高直径8センチメートル以上のものについて調査する。

イ 主林木に混生する広葉樹を除伐の目的で調査する場合は、標準地調査によるものとし、胸高直径8センチメートル以上のものについて調査する。

(間伐木の調査)

第22条 間伐木の調査は次により実施するものとする。

- (1) 区域調査：第8条の規定により実施する。
- (2) 間伐木の選定：間伐木の選定にあつては、対象林分の状況を十分に把握し、収益性の向上や残存木の成長、気象災害の危険性などを配慮したものとし、作業の機械化による効率化が期待できる列状間伐についても検討を行った上で、別に定める熊本県林業公社分収林事業実施基準により実施する。

- (3) 間伐木の材積測定：毎木調査法により実施する。
- (4) 間伐率の算定：間伐調査区域林分を標準地調査法により、本数、樹高、材積を算定し、間伐木本数、材積の比により間伐率とする。
- (5) 間伐木の表示：間伐木には、間伐木であることが容易に判断できるようテープ等で表示するとともに、根ぎわにナンバーテープを貼付する。

(利用率等の算出)

第23条 利用率は、林分を構成する直径階を直径級に区分し、その標準木について、合理的な伐採方法によって生産される素材の種類別（品等、長級、径級別）生産調査、測定を行い算出するものとする。

2 直径級の区分は次のとおりとする。

直径級	I	II	III	IV	V	VI
範囲	10cm以下	12～16	18～22	24～28	30～34	36以上

(林分材積の測定法)

第24条 林分材積の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 毎木調査法

胸高直径については、全林の毎木を測定し、樹高については適当数の標本木の樹高を測定のうえ、直径階ごとに平均樹高を算定し、林分材積を算出するものとする。

ア この調査法は、針葉樹人工造林地のような、林相が均質で立木数が多く、かつ直径階ごとの樹高が、おおむね均等であると認められる場合に適用する。

イ 標本木の選定は、全区域からまんべんなく任意に抽出するものとし、その本数は林分を構成する直径階数の10倍相当数以上、又は全林分本数の3パーセント以上とする。

ウ 標本木の測定は、毎木について胸高直径を測定し、樹高は実測及び比較目測の併用により測定する。

エ 直径階ごとの平均樹高は、標本木測定の結果に基づき、直径階ごとの平均樹高を算出し、直径と樹高との関係を曲線グラフとし、その曲線を更正のうえ、各直径階ごとの更正樹高を決定する。

(2) 標準地法

標準地法による調査は、調査区域内に標準地を設け、その立木について毎木調査法により本数、樹高、材積等を調査し、比例計算により調査区域全体の林分材積を算出するものとする。

ア この調査法による調査は、調査面積が広大で立木価格が安く、高い調査精度を要しない場合に適用する。

イ 標準地の選定は、林分の疎密度、樹種混合歩合、径級配置、成長状況を考慮し、全林分を代表すると認められる箇所を選定する。ただし、林相が不揃いな林分においては、全林分を林相に応じて適宜区分し、当該区分ごとに標準地を設定する。

ウ 標準地は、なるべく沢から峰にかけて帯状に設けるものとし、標準地面積

の合計は調査対象面積の5パーセント以上とする。ただし、1箇所の標準地の面積は0.1ヘクタールを下らないものとする。

## 第2章 産物の評価

(売却価格の評定)

第25条 産物を売り払おうとするときは、市場価格、事業費、生産歩合、事業資金回収期間、金利、事業利益率等を因子として、市場価逆算法により当該産物の売却価格を評定するものとする。

2 価格評定調書は、次に掲げる様式による。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 評定調書        | (別記第2号様式の1) |
| (2) 評定額計算書      | ( 〃 2)      |
| (3) 直径級別市場価格計算書 | ( 〃 3)      |
| (4) 事業費等算出基礎    | ( 〃 4)      |
| (5) 市況率調書       | ( 〃 5)      |
| (6) 市況推移表       |             |

3 金額の単位は、円とし、積算の都度単位以下は切り捨てるものとする。

4 立木単価が1立方メートル当たり1円未満となる場合は、1立方メートル当たり立木単価を1円とする。

(規 格)

第26条 公社有林一般用材の品等、径級、長級は、日本農林規格に準じて区分するものとする。

(立木の評価)

第27条 立木の評価は、市場価逆算法に基づき次の式によるものとする。

$$X = f \left( \frac{A}{1 + n p + r} - B \right) V$$

ただし、上式において X：立木価格 f：利用率 V：立木材積  
A：素材の単位材積あたり市場価格 n：事業資金回収期間  
r：事業利益率 p：金利 B：単位材積あたりの事業費合計

(素材基準価格及び生産事業費単価)

第28条 公社有林一般用材立木価格は、素材基準価格及び生産事業費単価を基準として評価するものとする。

2 素材基準価格及び生産事業費単価は、毎年度公社が定めるものとする。

(価格算定の因子)

第29条 市場価格は、次により算出するものとする。

- (1) 一般用材

市場価格＝素材基準価格×市況率

市況率は、林野庁発行の木材市況月報に登載された本県市場価格（以下「月報価格」という。）を用い、次により算出する。

$$\text{市況率} = \frac{\text{評価時使用の月報価格}}{\text{前年度平均月報価格}} \times \text{変動率}$$

ただし、上式において

$$\text{変動率} = \left\{ \left( \frac{\text{評価時使用の月報価格}}{\text{評価時から1ヶ月前の月報価格}} + \frac{\text{評価時から1ヶ月前の月報価格}}{\text{評価時から2ヶ月前の月報価格}} + \frac{\text{評価時から2ヶ月前の月報価格}}{\text{評価時から3ヶ月前の月報価格}} \right) \div 3 \right\} n$$

n：評価時使用月報から評価時までの月数

(2) パルプ材、チップ材、杭木、シイタケ原木

木材市況月報に掲げる該当材の工場渡価格を市場価格とする。ただし、同月報に該当材価格のないものについては、評価時又は評価時に近い時期における実取引価格をもって市場価格とすることができる。

(事業資金回収期間)

第30条 事業資金回収期間は、次表に掲げるところによる。

区分	期間		区分	期間	
	主伐	間伐		主伐	間伐
100m <sup>3</sup> 未満	2ヶ月	3ヶ月	1000～1500m <sup>3</sup>	5ヶ月	7ヶ月
100～500m <sup>3</sup>	3ヶ月	4ヶ月	1500～2000m <sup>3</sup>	6ヶ月	9ヶ月
500～1000m <sup>3</sup>	4ヶ月	6ヶ月	2000m <sup>3</sup> 以上	7ヶ月	

(注) 主伐は事業期間の1/2とし、間伐は主伐の13/10として算定。

(事業資金金利)

第31条 事業資金の金利は、月利率0.0015とする。

(事業利益率)

第32条 事業利益率は、0.1とする。

(事業費)

第33条 事業費合計は、立木の伐倒から製品の販売までに要する単位材積あたり経費の総計であって、次の各号によって算定する。

(1) 一般用材

- ア 伐木造材費：伐倒、玉切りに要する経費
  - イ 集材費：製品を林内又は中間土場に集積する経費
  - ウ 運材費：林内集積地又は中間土場から市場又は市場近郊工場に集積するまでの事業費
  - エ 使用料及び賃借料：土場損料及び道路・索道敷使用料
  - オ 諸雑費：労務管理費、保険料通信費等の経費（ア～ウの合計額の15%以内とする。）
  - カ 消費税：消費税法に基づく税額
- (2) パルプ材、チップ材、杭木、しいたけ原木  
一般用材に準ずる。

(搬出支障木の評価)

第34条 売払物件搬出に伴う支障木の評価については、その支障木の樹種、形質等の条件が搬出木と類似している場合は、搬出木の売却価格に準ずるものとする。支障木の樹種、形質等の条件が売却物件と類似していない場合は、売却物件評価当時における市場価格を基礎とする。

### 第3章 産物の処分

(産物の売払い)

第35条 公社有林産物の売払いは、林業公社経営計画書に基づき毎年度定める処分計画に基づく「計画処分」とそれ以外の「計画外処分」により行う。

2 売払いは、原則として一般競争入札によるものとし、熊本県競争契約入札心得(昭和39年7月1日告示第420号)に準じた取扱いを行うものとする。

ただし、以下の場合で必要と認めるときは、指名競争入札又は随意契約の方法によることができる。

(1) 指名競争入札ができる場合は、売払物産の伐出又は採取に特殊な機械及び技術を要するとき。

(2) 随意契約のできる場合は、次の各号に掲げるときである。

ア 間伐木について、伐倒木を山床で処分するとき。

イ 造林、搬出に伴う支障木又は被害木を売払うとき。

ウ クヌギをしいたけ原木として売払うとき。

エ その他、公社有林経営上特に理事長が必要と認めるとき。

3 随意契約により産物を買受けようとする者には、払い下げ願(別記第7号様式)を提出させるものとする。

4 副産物の払い下げについては、主産物の処分に準ずるものとする。

(入札者の資格)

第36条 一般競争入札及び指名競争入札(以下「一般競争入札等」という。)に参加できる者は、熊本県木材業及び製材業登録を受けた者等とする。ただし、薪炭原木及びしいたけ原木の入札については、熊本県木材業及び製材業会員登録に登録された者等の資格を必要としない。

- 2 一般競争入札等に参加できる者が地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者のいずれかに該当すると判明した場合又は営業を廃止した場合は、一般競争入札等に参加させないものとする。
- 3 一般競争入札等に参加できる者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その者を入札に参加させないものとする。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合
  - (2) 木材業及び製材業を営む上で必要な許認可・免許等が失効し、又は取り消された者
  - (3) 虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者
  - (4) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者
  - (5) 暴力団関係者である場合等、入札に参加させることが不相当と認められる者
  - (6) その他理事長が公社の契約相手として不相当であると認めた者
- 4 理事長は、前2項の規定により一般競争入札等に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を当該者に通知するものとする。

(入札書の様式)

第37条 一般競争入札及び指名競争入札における入札書は、別記第3号様式とする。

(入札書の無効)

第38条 次の各号に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に際し、不正の行為があったと認めたとき。
- (2) 入札者が、本人又は代理人と認定し難いもの。
- (3) 金額、住所、氏名、押印その他の記載事項が不明で確認し難いもの。
- (4) 入札保証金の納付がないもの。(入札保証金の納付が免除された場合を除く。)
- (5) その都度定める入札用件に違反する者の入札したもの。
- (6) 同一物件に二通以上の入札をしたもの。
- (7) 競争入札に参加する資格を有しない者が入札したもの。
- (8) 入札金額の前に〒を入れない入札書で入札したもの。
- (9) 同一物件の入札について他人の代理人を兼ね、または二人以上の代理をした者が行った入札。
- (10) 委任状がない代理人による入札。

(売買契約)

第39条 売買契約書は、別記第4号の1により作成するものとする。

ただし、買受人が熊本県林業公社社有林立木等売払代金の延納に関する規定及び同実施要領に基づく延納の特約をしようとする場合は、別記第4号の2による売買契約書(延納特約)を作成するものとする。

(契約締結の時期)

第40条 落札者に落札の日から14日以内に契約を締結させなければならないものとする。

(根株の所属)

第41条 立木の売払いにおいては、契約に特別に定めた場合のほか、根株を含まないものとする。

(立木の極印)

第42条 立木の買受人に、当該立木の根株の極印が押印された部分やナンバーテープを滅失又は損傷させないよう措置するものとする。

2 立木の買受人が、前項の極印が押印された部分等を誤って滅失又は損傷したときは、遅滞なく届出させるものとする。

(代金の納付)

第43条 売買代金は、公社が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入させるものとする。ただし、契約保証金は、代金完納の際代金の一部に充当させることができるものとする。

(産物の引渡し)

第44条 売払産物の引渡しは、代金の全部の納入があった日（代金延納の特約がある場合においては延納担保の提供された日）から10日以内とする。

2 前項の引渡しを行った場合は、買受人に受領書（別記第5号様式）を提出させるものとする。

(産物の搬出期限)

第45条 産物の搬出期限は、次表に掲げる標準的な伐採期間をもとに契約時期、木材価格や制限林の状況、他の伐区の状況等を総合的に判断するものとする。

数量	主伐期間	間伐期間
3,000 m <sup>3</sup> 未満	24 ヲ月	12 ヲ月
3,000 m <sup>3</sup> 以上 5,000 m <sup>3</sup> 未満	30 "	18 "
5,000 m <sup>3</sup> 以上	36 "	

2 買受人がやむを得ない理由により搬出期限の延長を必要とする場合は、期限満了30日前までにその事由を付してこれを申請させなければならない。搬出期限の延長については、その事由を審査し、公社が定めた期間の1/2の範囲内で延長を認めることができる。なお、期限満了日前30日を過ぎた後に災害等特別の事由が発生した場合には7日前まで搬出期限の延長を申請することができるものとする。

- 3 第2項のうち、買受人の責に帰する理由により延期を認めるときは、売払代金に延期日数1日につき、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」に基づく遅延利息の割合で計算した額の延滞金を納付させるものとする。
- 4 天災その他不可抗力により物件を搬出することができない期間は、買受人が遅滞なくその理由を付して期限延期を申し出て公社の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しない。

(跡地検査)

第46条 買受人が売払産物の搬出を終了したときは、直ちに完了届(別記第6号様式)を提出させ検査するものとする。

(未搬出物の処置)

第47条 搬出完了に伴う跡地検査後又は搬出期限経過後に残存する搬出未済産物の所有権は公社に帰属するものとする。

#### 第4章 雑則

(書類の経由)

第48条 計画外処分に関し、この規定により産物の買受人(払い下げ者)又は買受けようとする者(払い下げ希望者)のする諸手続きは、産物所在の事業所長を経て行わせるものとする。

附 則

この規程は、昭和58年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月6日から施行する。